

書評

三宅雄大 著 『縮減』される「就学機会」——生活保護制度と大学等就学』
(生活書院, 2021年)

西村 幸満*

本書のタイトルにある「縮減」とは「ちぢめ減らすこと」という広辞苑の定義を著者はそのまま用いているという。この用語によって、本書の内容は「①他者によって、②人びとの『選択肢』が『減らされていること』、そして、『生き方の幅』が『縮められている』(p.14) —より具体的には、選択肢が限定され制約されている—ことの一例を示めそうとしている。すなわち、著者は副題も含めて、生活保護受給世帯の子どもは大学等の高等教育への進学が抑制されていることを社会の問題として告発しようとしていることが推察される。

中心的な内容は、生活保護世帯の「当事者の語り」をもとに、社会の義務としての大学等就学の機会が閉ざされているのではないかの事実確認を、経済的負担を軸に制度・養育者・ケースワーカー(CW)という社会関係のなかから探索するもので(第6章)、保護の実施要領(第4章)、進路希望の生成過程(第5章)、資源の調達(第6章)といった問題の分析結果に基づいて、複合的に大学等就学が制約され限定されていると結論づけている。

本書の特徴は、特定の属性を共有する調査対象者に対して、インタビュー調査を実施し、その「当事者の語り」から縮減される機会の光景を記述していくもので、その意味では、親の属性と子の属性の強い関連性を問う、連鎖モデルあるいは世代間継承性研究を踏襲しており、社会学や社会福祉学では馴染みの深い手続きを取っている。

本書の構成は、資料やインタビューの検討に対して、各見出し・節・章の終わりに小さな整理・要約が挿入されている点が非常にユニークな構成

といえる。本書は、序章で博士論文を執筆するまでの経緯が詳細に書かれ、以下、7つの章と補論で構成される。第1章から第3章は、先行研究の整理、分析方法の精緻化、分析に利用する資料・データの詳細な手続が示され、第4章から第6章は分析枠組み・分析とその結果の考察、第7章で総括した結論が記述されている。

詳しく内容を整理しておきたい。第1章「先行研究の検討——知見と残された課題」では、内外の先行研究を整理して、まず生活保護制度による一般的な「縮減」を示す。生活保護制度の「教育扶助」の給付対象は義務教育に限定され、大学等の就学は対象外であること。高等学校は「保護の実施要領」の改正を繰り返して「世帯内就学」が認められ、「生業扶助」(「高等学校等就学費」)、「学資保険」や「預貯金」の保有という一定程度の経済的保障を認めている。「夜間大学等」では「世帯分離就学」が認められたものの、「世帯分離」後の「生活費等」に対して保護費の給付はないこと。現場でつかう「保護の実施要領」の規定に課題があることを示している。次いで実態の「縮減」として貧困・低所得世帯の「大学等就学」の国内外のデータが紹介され、経済的負担の大きさから、諦め希望しない「降りる」実態が示され、また経済的負担を担う日本の家族も一因として示される。他方で、就学した事例から偶発的な要因や就学後に過重な負担の大きさが続くことも指摘される。高等教育への進学に高いハードルがあることが示される。

第2章「なぜ、「就学機会」なのか——研究の視点・分析枠組みと研究課題」では、分析の枠組み・

* 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部長

視点が提示され、「就学機会」は、「善さ」という目的論、「善さ」以外の「正しさ」という義務論を社会と政府に対照させて整理し、本書は政府の正しさとしての義務論に立脚することを示す。大学等就学する/しないという就学機会を設定し、制度の規定・進路希望の生起・もちうる社会関係資本の実態（それぞれ客観的な選択肢・主観的な選択肢・資源調達と呼ぶ）(pp.61-62)を研究課題に掲げている。とく生活保護制度においては、子どもは、ケースワーカー(CW)と養育者(その他の関係者等)により取り囲まれており、そうした影響を考慮すべき点が強調される。

第3章「保護の実施要領」と「当事者の語り」——研究の方法」では、分析ツールとして、「保護の実施要領」とインタビュー調査が提示される。前者は昭和36年～38年の実施要領(近年の手引き・保護手帳など含む)、後者はA県B市(以下、B市調査)のC社会福祉事務所の協力により、2014年8月～2015年2月と2015年7月～12月に調査を実施している。インタビューの実施は、2014年には11世帯(母子世帯7, 父子世帯1, ふたり親世帯2, その他1)、2015年は重複する7世帯と追加3世帯であった。大学等就学に特化して2016年8月～10月に引き続き10世帯のうち、「高等学校等を卒業した者」のいる2世帯(2名:女性)にインタビューを実施している。

分析を担う第4章「生活保護制度における大学等就学の「条件」」は、「保護の実施要領」(通知)の分析、第5章「利用世帯における若者の「進路希望」の形成過程」は進路希望形成の分析、第6章「大学等就学に向けた「資源調達」の過程」はもっとも大きな障壁である資源調達の分析である。

第4章では、近年の生活保護制度における就学の取り扱い動向を踏まえつつ、厚生労働省が定める運用方針である「保護の実施要領」(以下、「通知」)の分析をおこなう。近年の自立助長と教育との関係を提示した上で、通知の分析視点として教育が目的となっているのか、教育の手段化としているのかを探索することが示される。分析対象となるのは、「世帯認定」、「収入認定」、「資産活用」に関する記載であり、それぞれ①夜間大学等

と②夜間大学を除いた大学、①生活保護法以外の貸与等に認定・認定除外と②アルバイト収入、①学資保険等や②保護費をやりくりした預貯金の扱いが検討される。

第5章の2ケースの分析では、進路形成は自分の興味関心を起点としている一方で、就職や「就労自立」を強く意識していない点が抽出され、その理由として生活保護制度を評価している。最終的な進路希望は就職と進学に分岐したことは、家庭や学校の価値意識が影響を与えている可能性を描き出している。著者は一見すると進路希望に生活保護世帯であることの影響がみられないことが選択として望ましいと見える一方で、経済的負担の大きさに対して、生活保護制度の仕組みを十分に認知した上で進路形成を行っていない(アルバイト収入の収入認定除外による預貯金が可能であることを知らずに就職を選んでいる)可能性も併せて指摘している。

第6章では、経済的負担に対する資源調達の分析である。生活保護利用世帯から大学等就学を実現するためには、制度上、「就学費用」(入学金、授業料等)と「世帯分離後」の「生活費等」(食費、保健衛生費等)を準備する必要がある、日本学生支援機構の奨学金、生活福祉資金などへの申請やアルバイト収入を「収入認定除外」扱いとする福祉事務所の承認も必要となる。当然、制度の認知不足もあり、実態の解明は支援側・被支援側双方にとって重要な課題である。分析枠組みとして、生活保護の「①利用世帯の子ども・養育者が、大学等就学に向けて「どのような」「資源」を「活用しているのか/していないのか」、「②かれらが「どのような経緯」から特定の「資源」を「活用したのか(できたのか)/しなかったのか(できなかったのか)」、「③その際に養育者、ケースワーカーが「どのような」役割を果たしていたのか」に注目している(p.156)。資源の費目だけではなく、それを活用できるか否か(「機能」と呼ぶ)に配慮した分析をおこなうという。6つのケースに基づき、それぞれを丁寧に記述し、整理し、事例間の比較をおこなう。考察では資源の調達には、制度の利用において、CWと養育者のフィルターが

正負の影響をもつことを指摘している。

第7章 「『縮減』される「就学機会」——本書の結論」では、改めて本書の全体が整理され、「利用世帯の子どもの大学等『就学機会』が、当人のコントロールの及ばない生活保護制度=『構造』によって『縮減』されていた」(p.223)と結論づける。そのことは、「本来であれば『当事者=子ども』に開かれているべき『選択肢』が、(中略)結果として『他者』の介入によって『縮減』されていた」(p.223)ことにほかならない。制度と世帯の置かれた状況によって選択肢には限定と制約はあるものの、制度の利用条件が語る側には十分に周知されていないのである。

「補論——生活保護制度における大学等就学(2017年度-2019年度の動向)」は、本書の調査時期の2014年から2016年と刊行年(2021年)との間—執筆時期の制約で生活保護法の2017年度改正、2018年度改正、2019年度改正まで行政資料・手引き等と同時期の奨学金—の変化について整理し、資源の調達に拡充により就学が限定されていたことは緩和されたものの、自立助長などに位置づけられた制約には変化が生じていないと結論づける。

このように、本書は生活保護世帯の大学等就学機会の実態に関するケース・スタディであり、明快な分析モデルと資料・インタビュー結果の分析、ケース・スタディに基づく結論が導き出される優れたフィールド・ワークといえる。生活保護受給世帯というアプローチの難しい層に果敢に

チャレンジしている点は好感がもてる。また養育者だけではなく、子どもにもインタビューを実施する試みは、親世代の不安定な生活の子ども世代への世代間継承性を確認するという点でも本書のユニークな点である。貧困に限らず、人びとが困難に陥るリスクは、その生活に潜んでいる。出産・子育て、就労からの引退といったライフコース要因に加えて、健康、そして家族や人間関係など、それぞれの要因の弱体化は、われわれの生活をリスクに晒す可能性が高い。そのなかで本書は、政府の義務として大学等就学がスムーズにすすむ体制の構築を主張していると理解した。

本研究の限界は、調査対象者の規模と再現性である。しかし近年、経営学分野から社会科学に拡大して論争となった社会調査における量と質の問題—観察規模の拡大は仮説や理論の検証のために求められるもの¹⁾で、本書の内容は事実発見にあるため、規模は一義的な目的とは合致しない。しかし再現性については悩ましい。制度の限定と制約のなかにおける事実発見は、本書補論で述べているように、制度の限定が緩和された状態では第6章の結論は揺らぐ可能性がある。

他方で、本書が提示したいいくつかの分析枠組みは、生活保護のケース・スタディにおける有用性に止まらない魅力をもっている。実際に手に取って確認して欲しい。

(にしむら・ゆきみつ)

¹⁾ ヘンリー・ブレイディ、デヴィッド・コリアー編著(泉川泰博・宮下明聡訳)『社会科学の方法論争 [原著第2版] 多様な分析道具と共通の基準』(勁草書房, 2014年)。